

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成26年3月3日(月) 10:00~10:30
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 北澤 潤 厚生労働省医政局医事課長
蓑原 哲弘 厚生労働省医政局医事課課長補佐
中田 勝己 厚生労働省医政局医事課課長補佐

<事務局>

- 富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
福島 直樹 内閣府地域活性化推進室次長
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 国際医療拠点における外国人医師の診察、外国看護師の業務解禁について
- 3 閉会

○藤原参事官 続きまして、外国医師の関係でございます。

それでは、説明のほうお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○北澤課長 「国際医療拠点における外国医師の診療」ということで、当方として考えている案について御説明申し上げます。

規制改革事項のポイントは、御承知のとおり、国際医療拠点で医師に係る二国間協定の対象国の拡大、特区内に限定して人数枠の拡大、受入医療機関の拡大、自国民に限らず、外国人一般に対して診療を行うことを認めるというものでございます。

この基本的枠組みの整理の案ということですが、まず、外国人医師を受け入れる相手国ですが、これは区域計画の立案段階では限定ができないと思っております。自治体などから、どの国の医師が必要かという具体的なニーズを提示してもらわないと、ここは交渉事ですので、まず、そういったニーズを提示していただく必要があろうかと考えております。ただ、そのニーズがあっても、実際に相手国との協定が結べるかどうかについては、交渉次第であると考えております。既に締結協定済みの4か国については、既存の協定の受入れ人数枠の拡大の議論について、ニーズがあれば、そういったものについて拡大の議論をしていく。これ以外については、新たに結ぶ交渉をということになりますけれども、既存の4か国であれば、どういった国かというのはよく分かっていますし、それぞれ先進諸国ですので、医学教育の水準は高いと認識しておりますが、その他の国については、どういったところが挙がっているか分からないものですから、その国でニーズがあると出された国について、医学教育が制度的に行われていることを同一水準であることを確認した上で、新規に協定を締結していこうと考えている次第でございます。

受入れ人数枠については、立案段階でどの程度多いか少ないかということが問題にしたいと考えております。具体的に自治体からニーズを提示していただいて、相手国と交渉をしていくということかと考えております。

日本の医師免許の交付ということですが、これは現在の二国間協定と同じですが、特例的に英語により医師国家試験を行う。今、考えておりますスケジュールとしては、筆記と口頭試験ですが、年1回を考えておまして、これは既存の国家試験との関係もございまして、9月頃出願を締め切って、12月に国家試験、1月に合格発表というようなことをスケジュールとしては考えております。

これも今の2国間協定と同じですが、就労予定特区、あるいは診療の対象は外国人の一般である旨、帰国する際には返納してもらおう旨を発行する医師免許証に記載をさせていただくということで考えています。

特区内で診療については、診療に当たって特別の届出等は要しないことにしたいと思えます。ただ、個人で診療所を開設される場合の診療所の開設は、現在、医療法等で一般の医療機関の届出については規定がありますので、そういった一般的な規制には服するものと考えております。

保険診療については、現在の二国間協定に基づく場合と同様に行えないということで整理できないかと考えております。

指定範囲については、いわゆるバーチャル特区指定型でも、そういうニーズがあれば、そういったことは可能ではないかと考えております。

施行フレームの中で位置付けの案としては、今、申し上げたようなことをまとめますと、個々の特区の区域方針における記載イメージというのは、ここに書いてあるようなことかなと考えております。先ほど申し上げたとおり、具体的な地方公共団体からの要望を踏まえて交渉を開始していく。協定締結後の記載のイメージとしては、実際の相手国、人数枠

について記載をしていくのかなということで考えております。かなり実務的な部分もあるのですけれども、一応私どもとしてはこういったことで方向性がよろしければ、こういった方向で準備をしていきたいと思っております。

説明は以上です。

○八田座長 どうも御説明ありがとうございました。

私は予定どおりやっただいて大変ありがたく思っていますが、確認ですけれども、現在の二国間協定で来られる医者は、日本の医師免許を英語で持てば、保険診療もできるということですか。

○北澤課長 それが保険診療で今できない仕組みになっていまして、それが発行する医師免許には書いてあるのですね。

○蓑原課長補佐 別の法律に健康保険法という法律がございまして、それで保険診療の世界は書いていますが、保険医の登録ができない。

○八田座長 それは日本語で通れば大丈夫なのですか。

○蓑原課長補佐 普通の外国人が我が国の医師免許を取る場合は、この特例とは違った形がございまして、そういった場合で取っていただければ、特に問題はない形になります。

○八田座長 分かりました。大体外国との関係があるわけですから、それなりに手続があると思います。

あと、事務的には何かありますか。

○藤原参事官 あと、確認ですけれども、一応この項目自体は看護師の話も入っている項目なのですが、臨床修練制度の拡充と今国会色々やっただけで法改正に伴う措置であって、こちらには看護師の話は全然関係ないという整理ですか。

○北澤課長 それは既に10月の整理の段階で、そのようにさせていただいておりますけれども、臨床修練制度で看護師についてはチーム医療の観点で対応することは既に記載されているとおりで。

○藤原参事官 そちらに特化した議論であって、こちらと看護師の話は関係ない。文章上、確かに書き分けているので、そういう整理でよろしいですねという話の一つです。

あと、おそらく全体の数が求められると思うのですが、実現できるかどうかというのは交渉にもよってくると思いますので、最初から数字を決めて区域計画を作るというのも、言い値ではできても議論が違ってきてしまうのではないかと。したがって、どこまで区域計画上書くのかとか、そのあたりは区域計画のときの議論でございまして、そんな整理をさせていただいております。

○宇野参事官 1点確認していいですか。この紙の左の一番下のほうに、「診療の対象は特区内の外国人一般」と書いてあるのですけれども、「特区内の」ということの意味はあれですかね、下から2行目なのですが、「特区内の外国人一般」と書いてあるのですけれども、「特区内の」という意味はあるのでしょうか。ここの4文字はなくてもいいような気がす

るのですが。

○八田座長 帰国する際に免許証を返済するということばかり目が行って、そこは当然というか理解できるけれども、せっかくシンガポールの医者がいて。

○蓑原課長補佐 今回の全体の二国間協定は別といたしまして、特区内のほうはそこにビジネス拠点をつくるという話でございましたので、そこにおそらく住まれるだろうということがありましたのでこう書いていますが、実際問題としては、特区外から外国人が来て、例えば、住所地でぎりぎり県境にあって違うところに住んでいて、だけれども、就労地は特区内という場合もあるかと思いますが、原則としては特区内に住んでいただけるのではないかと考えていますが、そこに医療機関が、特区内の医療機関、例えば、外国医師が来られて、そこに開設をされて、そこに通うときに、我々からすれば、住所地が特区外か特区内かというのは正直言って管理できませんので、原則論としてはこうだと思っていますけれども、実体論としてはおっしゃるとおり、そこは外国人一般というふうに少し変えさせていただきたいと思います。考え方としてはそうだということでございます。

○北澤課長 ニーズとしては特区内にニーズが大きいだろうということで。

○八田座長 オハイオに住んでいる日本人が、ホンダに勤めている人が高度診療を受けたためにニューヨークにいる日本人の医者のところに行くというのは当然あり得るわけで、そのオハイオ州の病院よりは日本人のいるところに行きたいと思うのです。これも特区としてオハイオは認定しないけれども、ニューヨークだけ認定するけれども、それでもってかなり広範な人に対してサービスするという目的はあると思うのです。

○蓑原課長補佐 我々としては基本的には、医師の活動が特区内に入っていれば、そこは問題ないと思います。

○八田座長 ちょっとこここのところを直していただきたいと思います。

○藤原参事官 今の話にも関わるのですけれども、これは法律事項とか政省令事項であれば、そういう何らかの制度的な担保、通知が出たりとか色々するわけですがけれども、何かそういう制度的な措置はお考えですか。

○蓑原課長補佐 仮に二国間協定締結をして区域計画にちゃんと記載されれば、自治体のほうにはちゃんと周知をしておかないと変なとか間違った運用をされるとまずいものですから、そこは通知をちゃんと解釈を、今、申し上げた細かい話も含めて、そこは通知なりを発出したいと思います。

○藤原参事官 それは要するに区域会議が立ち上がって、区域計画が出る段階での通知のようなものですか。

○蓑原課長補佐 そうですね。そういうイメージになると思います。

○藤原参事官 それで少し気が早くて恐縮かもしれませんが、3月までに何らかの制度的担保があったほうが良いような気がするのです。

○蓑原課長補佐 運用の話なので細かいどこの国の医師とかの話もありますし、例えば、正直バーチャルの辺は我々もよく分からないところがありますので、広域的な指定のほう

であれば、今までの区域の指定とあまり変わらないと思いますけれども、そこはそういう特区が指定されたときに、外国医師の免許の話を使う場合もあろうかと思しますので、そこはある程度明らかになった段階で、ちゃんと二国間協定が締結された段階で、現場には周知していけば、十分間に合うのではないかと思います。

○藤原参事官 二国間協定を締結した場合に、こうするというふうな制度にしておくことが大事だと思うのです。むしろ、それであれば、制度の整備をしていただいたほうがいいと思います。

○蓑原課長補佐 そこを通知で出すかどうかは。

○藤原参事官 通知かどうかは分からない。むしろ、そういうふうな制度を作るということも公表でもいいのかもしれないですけども、ただ、逆に言うと、どこの自治体とか念頭に置かない形でいいと思うのです。

○蓑原課長補佐 そこは検討させていただきます。

○藤原参事官 そこはどうでしょうか。

○八田座長 それは確かにかなり肝心なところだと思います。おっしゃるように全部細かくやれないので、特区が指定されたところでやる。

○蓑原課長補佐 それが全部ではないかもしれないですけども、骨組みのようなところだけは御提示できる場所はあるかもしれません。

○藤原参事官 少しずつそういうふうな整理をしておいたほうが、後で色々通知を出すときも円滑に行くと思います。

○蓑原課長補佐 ワーキンググループで御議論させていただいて、今日御説明させていただいて、御同意いただいた内容を少し骨組みのような形で。

○八田座長 では、そんな整理でよろしいでしょうか。お願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。